

「課題設定による人文学・社会科学研究推進事業（学術知共創プログラム）」
研究評価要項

令和5年4月6日
独立行政法人日本学術振興会
「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」事業委員会決定

この要項は、「課題設定による人文学・社会科学研究推進事業（学術知共創プログラム）」（以下、「学術知共創プログラム」という。）に係る研究評価に関し、必要な事項について定めるものとする。

第1 評価の目的

学術知共創プログラムに係る各研究テーマについて研究目的の達成度等を把握するとともに、当該研究のさらなる発展に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 部会： 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業事業委員会規程第7条第1項第4号により設置される学術知共創部会のことを言う。
- 二 委員： 学術知共創部会委員のことを言う。

第3 評価の時期

研究期間の3年度目及び最終年度に評価を行うものとし、前者を中間評価、後者を最終評価とする。

第4 評価の実施

I. 実施体制及び実施方法（共通事項）

1. 評価は、部会が行うものとする。
2. 評価は、書面、ヒアリング及び合議により実施するものとし、最終的に部会全体で行う合議により、研究テーマの総合評価を決定する。

II. 中間評価

1. 実施手順

(1) 個別書面評価

- ア 部会は、研究テーマ毎に委員の中から数名を担当委員（うち、1名を主担当委員とする。）として割り当てる。
- イ 担当委員は、応募内容提案書及び評価用研究成果報告書に基づき、担当研究テーマの評価を行う。「2. 評価に当たっての着目点」に掲げる項目（1）～（4）の各要素について「3. 評価基準」の（1）により評価を行うとともに、（2）により担当研究テーマの総合評点を付し、評価コメントを作成する。
- ウ 主担当委員は、担当委員による個別書面評価結果（評価コメントを含む）を取りまとめる。

(2) ヒアリング評価

- 委員は、研究テーマについて、ヒアリングを行い、「2. 評価に当たっての着目点」に掲げる項目（1）～（4）の各要素に着目して評価を行う。
- このほか、ヒアリング評価の手順等については、別に定める。

(3) 合議評価

- 部会は、個別書面評価結果（評価コメントを含む）及びヒアリング評価結果に基づき、合議を行い、中間評価結果（様式1）を決定する。

2. 評価に当たっての着目点

(1) 研究の進展状況

- ・本事業の趣旨及び当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
- ・採択時に通知された「審査に係る所見」の内容が適切に反映されているか。
- ・学術的に高い水準が確保されているか。

(2) 研究成果及びその発信・普及

- ・当初の研究目的に照らして期待された成果をあげているか。（あげつつあるか。）
- ・計画にしたがい、研究成果を適切に公開、普及させているか。
- ・研究成果及びその普及によって、より広い学術や社会の発展への寄与が期待できるか。

(3) 研究実施体制

- ・研究プロジェクトチームは、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効果的に進められているか。

(4) 委託費の使用

- ・委託費は適正かつ効果的に使用されているか。

3. 評価基準

(1) 項目毎の評価

区分	評価基準
S	優れている
A	良好である
B	やや不十分である
C	不十分である

(2) 総合評価

区分	評価基準
S	想定を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A ⁻	概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

Ⅲ. 最終評価

1. 実施手順

(1) 個別書面評価

ア 部会は、研究テーマ毎に委員の中から数名を担当委員（うち、1名を主担当委員とする。）として割り当てる。

イ 担当委員は、応募内容提案書及び評価用研究成果報告書に基づき、担当研究テーマの評価を行う。「2. 評価に当たっての着目点」に掲げる項目（1）～（3）の各要素について、「3. 評価基準」の（1）により評価を行うとともに、（2）により担当研究テーマの総合評点を付し、評価コメントを作成する。

ウ 主担当委員は、担当委員による個別書面評価結果（評価コメントを含む）を取りまとめる。

(2) ヒアリング評価

委員は、研究テーマについて、ヒアリングを行い、「2. 評価に当たっての着目点」に掲げる項目（1）～（3）の各要素に着目して評価を行う。

このほか、ヒアリング評価の手順等については、別に定める。

(3) 合議評価

部会は、個別書面評価結果（評価コメントを含む）及びヒアリング評価結果に基づき、合議を行い、最終評価結果（様式2）を決定する。

2. 評価に当たっての着目点

(1) 研究目的の達成度

- ・当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展があったか。
- ・学術的に高い水準が確保されたか。
- ・人文学・社会科学と自然科学の双方に学術的視野の広がりをもつ人材

の育成に対し、貢献があったか。

(2) 研究成果及びその発信・普及

- ・当初の研究目的に照らして期待された成果をあげたか。
- ・研究成果及びその普及によって、より広い学術や社会の発展に対し、貢献があったか。

(3) 委託費の使用

- ・委託費は適正かつ効果的に使用されたか。

3. 評価基準

(1) 項目毎の評価

区分	評価基準
S	非常によい
A	良い
B	やや不十分な点がある
C	不十分

(2) 総合評価

区分	評価基準
S	期待以上の成果があった
A	期待どおりの成果があった
A ⁻	概ね期待どおりの成果があったが、一部十分ではなかった
B	十分ではなかったが一応の成果があった
C	期待された成果が上がらなかった

第5 その他

I. 開示・公表等

1. 評価の過程は、非公開とする。
2. 中間評価及び最終評価は、評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、総合評価及び評価コメントを責任機関に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

II. 利害関係者の排除

1. 委員は、評価対象研究テーマに参画している場合、当該研究テーマについての評価に加わらないこととする。
2. 委員は、前項のほか以下のいずれかに該当する場合、速やかに申し出るとともに、当該研究テーマについての評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
 - ③ 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される関係

III. 秘密保持

1. 委員として評価の過程で知り得た個人情報、及び評価内容に係る情報について

は、外部に漏らしてはならない。

2. 委員として取得した情報（各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たるものとする。

IV. その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」
学術知共創プログラム 中間評価結果

課 題	
研究テーマ名	
研究代表者	
所属機関・部局・職	
<p>総合評価</p> <p>S : 想定を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる</p> <p>A : 順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる</p> <p>A⁻ : 概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である</p> <p>B : 研究が遅れており、今後一層の努力が必要である</p> <p>C : 研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である</p>	
<p>評価コメント</p> <p>※ 1 研究テーマ当たり、1 ページ以内で取りまとめること。</p>	

「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」
学術知共創プログラム 最終評価結果

課 題	
研究テーマ名	
研究代表者	
所属機関・部局・職	
<p>総合評価</p> <p>S : 期待以上の成果があった</p> <p>A : 期待どおりの成果があった</p> <p>A⁻ : 概ね期待どおりの成果があったが、一部十分ではなかった</p> <p>B : 十分ではなかったが一応の成果があった</p> <p>C : 期待された成果が上がらなかった</p>	
<p>評価コメント</p> <p>※ 1 研究テーマ当たり、1 ページ以内で取りまとめること。</p>	